

被災地の復旧・復興に係る
各部の「取組の現状」と「今後の対応」について

【凡例】

○本資料に掲載している以下の表には、次のとおり略称を使用しています。

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9

R 5…「令和5年梅雨前線豪雨等」

R 3…「令和3年8月11日からの大雨」

R 2…「令和2年7月豪雨」

R 1…「令和元年8月27日からの大雨」

H 3 0…「平成30年7月豪雨」

H 2 9…「平成29年7月九州北部豪雨」

- 資料中の数値の異動に関する記載は、令和7年5月12日に開催した「令和7年度第1回福岡県災害復旧・復興推進本部会議」で使用した資料からの推移を示しています。

I 被災者の生活再建支援

1 災害救助法の適用【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容（国 1 / 2、県 1 / 2）

避難所の設置、住宅の応急修理、賃貸型応急住宅の供与 等

■ R 5に係る法適用状況等

（適用市町村）久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、筑前町、
東峰村、広川町、添田町

（法適用日）令和 5 年 7 月 8 日

■ 実績（令和 7 年 8 月 1 日現在）

賃貸型応急住宅の供与

（単位：件）

	適用日	市町村	件数	現在入居中
R5	令和 5 年 7 月 8 日	久留米市	1	1
		八女市	1	1
		広川町	1	1

2 被災者生活再建支援法の適用【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了		完了	支援中

■ 支援の内容（国 1 / 2、支援法人 1 / 2（原資は都道府県の拠出金））

住宅が全壊、大規模半壊若しくは中規模半壊した世帯、又は住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯に対し、被害程度に応じた「基礎支援金」（中規模半壊世帯を除く。）及び再建方法に応じた「加算支援金」を支給。最大 300 万円（但し単身世帯は 3 / 4）

■ R 5に係る法適用状況

（適用市町村）久留米市、東峰村、広川町 （法 適 用 日）令和 5 年 7 月 8 日

（申 請 期 限）基礎支援金：令和 7 年 3 月 31 日 加算支援金：令和 8 年 8 月 7 日

■ 実績（令和 7 年 8 月 1 日現在）

（1）基礎支援金（全壊・解体 100 万円、大規模半壊 50 万円）（単位：件）

	適用日	市町村	住宅の被害の程度				計
			全壊	解体	長期避難	大規模半壊	
R5	令和 5 年 7 月 8 日	久留米市	12	(+1) 29	0	2	(+1) 43
		東峰村	3	0	0	0	3
		広川町	4	0	0	0	4
		計	19	(+1) 29	0	2	(+1) 50
R3	令和 3 年 8 月 12 日	久留米市	0	1	0	0	1
		田川市	2	0	0	0	2
		計	2	1	0	0	3
R2	令和 2 年 7 月 6 日	大牟田市	11	195	0	1	207
H29	平成 29 年 7 月 5 日	北九州市	0	1	0	1	2
		朝倉市	235	139	31	47	452
		東峰村	23	1	0	8	32
		添田町	1	0	0	1	2
		計	259	141	31	57	488

※申請期限 令和 5 年：終了 令和 3 年：終了 令和 2 年：終了 平成 29 年：終了

(2) 加算支援金（建設・購入２００万円、補修１００万円、賃借５０万円）

被災者生活再建支援法の改正（令和２年１２月４日）により、新たに「中規模半壊」が支給対象となる。中規模半壊世帯はそれぞれ半額。（単位：件）

	適用日	市町村	住宅の再建方法			計
			建設・購入	補修	賃借	
R5	令和５年 ７月８日	久留米市	(+3) 19	(+1) 53	(+3) 9	(+7) 81
		（うち中規模半壊）	1	51	1	53
		東峰村	0	0	0	0
		（うち中規模半壊）	0	0	0	0
		広川町	1	7	2	10
		（うち中規模半壊）	0	6	2	8
		計	(+3) 20	(+1) 60	(+3) 11	(+7) 91
		（うち中規模半壊）	1	57	3	61
R3	令和３年 ８月１２日	久留米市	1	0	0	1
		田川市	0	2	0	2
		計	1	2	0	3
R2	令和２年 ７月６日	大牟田市	64	345	211	620
		（うち中規模半壊）	15	336	127	478
H29	平成２９年 ７月５日	北九州市	0	0	2	2
		朝倉市	236	50	55	341
		東峰村	7	10	0	17
		添田町	1	0	0	1
		計	244	60	57	361

※申請期限 令和５年：令和８年８月７日 令和３年：終了 令和２年：終了
平成２９年：終了、ただし朝倉市のみ令和７年８月４日まで延長

3 福岡県被災者生活再建支援金の支給【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了		完了	

■ 支援の内容（県 1 0 / 1 0）

被災者生活再建支援法における支援と同一の支援内容

（対象：被災者生活再建支援法適用以外の市町村）

■ 実績（令和 7 年 8 月 1 日現在）

（1）基礎支援金（全壊・解体 1 0 0 万円、大規模半壊 5 0 万円）（単位：件）

	市町村	住宅の被害の程度			計
		全壊	解体	大規模半壊	
R5	柳川市	1	0	0	1
	八女市	3	1	5	9
	筑紫野市	1	0	0	1
	太宰府市	0	1	0	1
	うきは市	0	1	0	1
	朝倉市	3	2	0	5
	那珂川市	4	0	0	4
	計	12	5	5	22
R3	北九州市	6	4	0	10
	八女市	2	0	0	2
	那珂川市	2	0	0	2
	添田町	2	0	0	2
	計	12	4	0	16

（2）加算支援金（建設・購入 2 0 0 万円、補修 1 0 0 万円、賃借 5 0 万円）（単位：件）

	市町村	住宅の再建方法			計
		建設・購入	補修	賃借	
R5	北九州市	1	0	0	1
	（うち中規模半壊）	0	0	0	0
	八女市	1	1	2	4
	（うち中規模半壊）	1	1	0	2
	筑紫野市	0	0	1	1
	（うち中規模半壊）	0	0	0	0
	うきは市	0	2	5	7
	（うち中規模半壊）	0	2	5	7
	朝倉市	(+1) 2	0	0	(+1) 2
	（うち中規模半壊）	0	0	0	0
R3	計	(+1) 4	3	8	(+1) 15
	（うち中規模半壊）	1	3	5	9
	北九州市	4	0	3	7
R3	那珂川市	0	0	1	1
	計	4	0	4	8

4 住宅支援【県営住宅課 092-643-3739、住宅計画課 092-643-3733】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了			

■ 支援の内容

- 被災者住宅支援窓口（相談窓口）の設置
県営住宅及び県公社賃貸住宅への申込み手続きや入居可能な公営住宅等に関する情報提供
- 一時入居の受入れ
住宅が被害を受け、避難している世帯を対象に公営住宅等において一時入居の受入れ

■ 実績（令和7年8月1日現在）

	一時入居の受入（入居数）	被災者住宅支援窓口（相談窓口）
R5	（△19世帯△34人）10世帯19人 うち県営住宅 （△8世帯△12人）9世帯15人	【設置日】令和5年7月11日 相談件数 76件
R3	0世帯0人 うち県営住宅0世帯0人	【設置日】令和3年8月16日 相談件数 17件
R2	0世帯0人 うち県営住宅0世帯0人	【設置日】令和2年7月8日 相談件数 129件

5 住宅再建の支援【福祉総務課 092-643-3243、住宅計画課 092-643-3731】

（1）福岡県被災者住宅再建支援事業補助金

（被災者に対する住宅再建経費の助成）【福祉総務課】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了		完了	支援中

■ 支援の内容（県10／10）

【対象区域】被災者生活再建支援法が適用される自然災害につき県内全域

【対象】次のア及びイの要件を満たす世帯（収入要件なし）

ア 住宅が全壊、大規模半壊若しくは中規模半壊した世帯、又は住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯

イ 新たに融資を受けて県内で住宅を新築、購入又は改修した世帯

【支援額】住宅再建融資に係る利子相当額 上限100万円（一括助成）

（リバースモーゲージ型融資の場合）

借入額に借入時の災害復興住宅融資の利率を乗じた額に20を乗じて得た額を支援

（リバースモーゲージ型融資以外の場合）

次のアとイを比較し、低い方を支援

ア 実際の借入に係る各月の利子支払額の合計額

イ 借入額に借入時の災害復興住宅融資の利率を乗じて算出した各月の利子支払額の合計額

■ 実績（令和7年8月1日現在）

	支給件数	
R5	久留米市	(+3) 9 件
	朝倉市	(+1) 1 件
R2	大牟田市	28 件
H29	朝倉市	68 件
	東峰村	2 件

(2) 住宅被災者本再建支援事業

（仮住まいを余儀なくされている被災者に対する本再建経費の助成）【住宅計画課】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
					支援中

■ 現状

- ・ 応急仮設住宅等
建設型仮設住宅、借上型仮設住宅、公営住宅等（一時入居）から、令和2年3月末までにすべて退去
- ・ 応急仮設住宅等退去後に仮住まいをされている被災世帯（本再建支援事業対象世帯）
（令和7年8月1日現在）
2世帯（朝倉市） うち本再建未定の世帯 0世帯

■ 支援の内容

【対象者】 次のアからイのいずれかに該当する世帯

ア 災害復旧工事の関係で仮住まいを余儀なくされている方

イ 「長期避難世帯」として認定され、仮住まいを余儀なくされている方

【助成内容】

- ・ 仮住まいから本再建する際の引越費用（一世帯10万円）
- ・ 仮住まいから民間賃貸住宅で本再建する際の初期費用（一世帯20万円）
（敷金・礼金、仲介手数料、保険料）

【申請窓口】朝倉市復興推進室

■ 実績（令和7年8月1日現在）

	実績
H29	引越費用助成（+1）90 件（うち3件は初期費用を合わせて助成）

※ 令和2年度開始

6 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律）【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容（国 2 / 3、県 1 / 3）

（対 象 区 域）県内全域

（対 象 者）災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方

（貸 付 限 度 額）350万円（※家財の損害、住居被害等により異なる。）

（利 率）市町村が、年3%以内で条例で定める率（据置期間の3年は無利子）

（償 還 期 間）10年（据置期間を含む）

（その他の要件）所得制限あり

7 災害援護資金貸付金に係る利子補給制度【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中				支援中	支援中

■ 支援の内容（県 10 / 10）

市町村が借受者に対し、利子補給を実施する場合に、県がその2分の1を助成。

■ 実績（令和7年8月1日現在）

R5	うきは市
H30	飯塚市、嘉麻市
H29	朝倉市

8 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律）

【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了		完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容（国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

市町村が、条例に基づき、対象者に支給

（対象区域）県内全域

名 称	区 分	金 額
災害弔慰金 （給付）	生計維持者が死亡	500 万円
	その他の者が死亡	250 万円
災害障害見舞金 （給付）	生計維持者が重度障害	250 万円
	その他の者が重度障害	125 万円

9 福岡県災害見舞金の支給【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容（県 1 0 / 1 0）

市町村を通じて、対象者に支給

（対象区域）県内全域

区 分	被害の程度	金 額
住家被害	全壊	10 万円
	半壊	5 万円
	床上浸水	3 万円
人的被害	死者・行方不明者	20 万円
	重傷者	最大 10 万円

※ 住家被害に関する見舞金は、単身世帯の場合 1 / 2 の額。

※ 人的被害に関する見舞金は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は支給しない。

■ 実績（令和 6 年 4 月 3 0 日現在）

＜支給件数＞ 1 9 市町村 住家被害 1, 5 2 5 件、人的被害 8 件

10 災害義援金の受付・配分【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容（R 5）

- 県指定口座を開設して義援金を受付。
このほか日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会からの義援金を受入。
- 県義援金募集期間
令和5年7月18日～令和6年6月28日
- 福岡県義援金品配分委員会にて被害の状況に応じて配分額を決定し、配分を行った。

■ 実績（令和6年8月20日最終配分額市町村通知、8月23日振込）

	受付	義援金総額	備考
R5	県指定口座	132,886,092 円	総額 302,726,897 円を 県内 21 市町村に配分
	日本赤十字社及び 福岡県共同募金会	169,840,805 円	
	計	302,726,897 円	

■ 支援の内容（R 2・R 3）

- 県指定口座を開設して義援金を受付。
このほか日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会からの義援金を受入。
- 県義援金募集期間
令和3年8月18日～令和4年3月31日
令和2年7月10日～令和4年3月31日
- 福岡県義援金品配分委員会にて被害の状況に応じて配分額を決定し、配分を行った。

■ 実績（令和4年7月29日最終配分額市町村通知、8月5日振込）

	受付	義援金総額	配分総額内訳
R3	県指定口座	100,939,295 円	県内市町村(20 市町) 162,319,990 円 他の被災県(4 県) 2,793,500 円
	日本赤十字社及び 福岡県共同募金会	64,174,195 円	
	計	165,113,490 円	
R2	県指定口座	330,628,701 円	県内市町村(12 市町) 1,143,246,451 円 他の被災県(4 県) 16,531,435 円
	日本赤十字社及び 福岡県共同募金会	829,149,185 円	
	計	1,159,777,886 円	

1 1 被災自治体が行う見守り活動等の取組支援【福祉総務課 092-643-3243】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中		完了			支援中

(1) R 5 〈久留米市 アウトリーチ等を通じた継続的支援〉

【事業内容】 被災者生活再建支援プロジェクトで支援していた見守り対象世帯のうち、継続支援が必要な世帯については、平時の福祉施策へ引継ぎ対応を実施。

【実施主体】 久留米市（久留米市社会福祉協議会へ委託して実施）

【引継ぎ日】 令和6年4月1日

【取組状況】

○ 見守り対象世帯数 : 4世帯（令和7年8月1日現在）

(2) H 2 9 〈朝倉市地域支え合いセンター〉

【事業内容】 訪問等による見守り・生活状況の確認、行政機関や福祉サービスへのつなぎ災害公営住宅等における住民の交流支援 など

【実施主体】 朝倉市（令和3年3月まで朝倉市社会福祉協議会へ委託して実施）

【開設日】 平成30年2月5日

【設置場所】 朝倉市総合政策課内

【取組状況】

○ 見守り対象世帯数 （令和7年8月1日現在）

在宅	災害公営住宅	その他	計
0	0	(△3) 3	(△3) 3

※ 生活再建未定世帯数 0世帯

地域支え合いセンターと市総合政策課等による個別ケース検討会議を実施し、個々の被災者の状態に応じた、定期的な訪問や情報提供などの支援を実施

12 その他の福祉支援

(1) 生活福祉資金【保護・援護課 092-643-3315】

R5	R3	R2	R1	H30	H29
支援中	支援中	支援中		支援中	支援中

■ 支援の内容（国2／3、県1／3）

	福祉費における住宅補修費及び 災害援護費の貸付	緊急小口資金の特例貸付
対象区域	県内全域	災害救助法適用地域及び住家 被害の報告があった市町村
対象者	被災した県内在住の低所得世帯、 障がい者世帯及び高齢者世帯	被災により当座の生活費を必要とする世帯（所得制限なし）
貸付上限	ア 住宅補修費：250万円以内 （災害を受けたことによる住宅の補修等に必要な経費） イ 災害援護費：150万円以内 （災害を受けたことにより臨時に必要な経費（避難先での家具什器等に必要な経費））	10万円以内（特に必要と認められる場合、20万円以内）
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：据置期間経過後年1.5%	無利子
償還期限	7年以内（6か月以内の据置期間経過後） ※H30年7月豪雨は20年以内 （2年以内の据置期間経過後）	2年以内（1年以内の据置期間経過後）
連帯保証人	－	不要
申請窓口	市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
その他	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付が優先	

■ 実績（令和7年3月31日現在）

	貸付実績	
	福祉費における住宅補修費及び 災害援護費の貸付	緊急小口資金の特例貸付
R5	久留米市 2件 1,365千円	
R3	那珂川市 1件 1,320千円	
R2	大牟田市 5件 4,032千円 久留米市 1件 1,400千円	大牟田市 11件 1,800千円 久留米市 1件 100千円
H30	北九州市 1件 200千円 久留米市 1件 1,177千円 大野城市 1件 1,000千円	
H29	朝倉市 1件 60千円 東峰村 1件 1,740千円	

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【こども未来課 092-643-3257】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

■ 支援の内容

【対象区域】 災害救助法適用市町村

【対 象 者】 被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

【内 容】

ア 償還の特例措置

(ア) 各種資金の貸付けを受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金支払いを猶予（１年以内の償還金の支払い猶予期間設定可。猶予期間中は無利子）

(イ) 住宅に被害を受けた者について、被災後１年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の償還前の据置期間を最大２年延長可

	内 容	貸 付 限度額	貸付利率	据置期間 (延長時)
住宅 資金	住宅の補修、保全、改築または増築に必要な資金	200 万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.0%	6 月 (2 年 6 月)
事業 開始 資金	事業を開始するのに必要な資金	326 万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.0%	1 年 (3 年)
事業 継続 資金	事業を継続するのに必要な資金	163 万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.0%	6 月 (2 年 6 月)

イ 子を扶養していない寡婦の所得制限の特例措置

災害等により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。

(3) 児童扶養手当等の所得制限の特例措置

【こども未来課 092-643-3259、障がい福祉課 092-643-3262】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

【対象区域】 県内全域

【対 象 者】 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当受給者世帯

【内 容】 所有する財産の価格の概ね 1 / 2 以上の損害を受けた場合、損害を受けた月から翌年の 7 月（児童扶養手当は 10 月）までの間、所得制限の適用の対象としない。

(4) 障がい福祉サービス関連【障がい福祉課 092-643-3312】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了			

障がい福祉サービス利用者の被災状況等に応じて、利用料の免除が可能となることを市町村に通知。

(5) 教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額関連【子育て支援課 092-643-3258】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

災害救助法適用市町村を対象として、教育・保育給付認定保護者等の被災状況等に応じて、利用者負担額の減免が受けられることについて、市町村に通知。

1 3 教育支援

(1) 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ

【高校教育課 092-643-3904、義務教育課 092-643-3908、
特別支援教育課 092-643-3909】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

(2) 被災により当該年度用の教科書が滅失又はき損した場合の教科書の無償給与

【高校教育課 092-643-3904、義務教育課 092-643-3908、
特別支援教育課 092-643-3909】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

(3) 県立高校等への転入学における入学選考料及び入学料の免除

【財務課 092-643-3866】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中		支援中	支援中

(4) 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請期限を延長するなど柔軟に対応

【財務課 092-643-3866、私学振興課 092-643-3139】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

(5) 被災により家計が急変した高等学校等の生徒に対する授業料の免除及び奨学金の貸与

【(授業料) 財務課 092-643-3866、
(奨学金) 社会教育課 092-643-3886】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

(6) 私立高等学校等学校納付金軽減補助金の適用【私学振興課 092-643-3139】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了			

- ・ 自宅が全半壊した世帯の生徒
- ・ 農地・店舗等の損壊、長期避難等のため自営業の継続が困難などの理由により収入額が一定の基準を下回る事となる世帯の生徒について、学校納付金軽減補助金の支給対象とする。

(7) スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケア

【高校教育課 092-643-3905、義務教育課 092-643-3911、特別支援教育課 092-643-3914】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

(8) 災害により家計等が急変した、県立三大学への志願者等に対する入学考査料（入学検定料）、入学料及び県立三大学の学生に対する授業料の減免【青少年政策課 092-643-3127】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了			

(9) 被災児童が避難先で放課後児童クラブを利用する場合、避難先市町村での受入れ等について県内市町村に協力を依頼【こども未来課 092-643-3577】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

(10) 被災学校や被災市町村教育委員会の要望に応じて教職員や職員を派遣

【総務企画課 092-643-3858】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了					完了

■職員派遣状況

・文化財専門職員の派遣（短期） 延べ26名

（久留米市4人、うきは市2人、東峰村5人、筑前町3人、朝倉市1人、広川町1人、八女市1人、添田町2人、糸田町1人、みやこ町1人、太宰府市4人、飯塚市1人）

1.4 県税の減免等【税務課 092-643-3063】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了	完了	完了	完了

- ・ 被災者からの申請があった場合、県税の減免、徴収猶予及び申告期限等の延長を実施

1 5 使用料及び手数料の免除等【防災企画課 092-643-3318】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中		支援中	支援中

- 被災者の経済的負担の軽減を図るため、「大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例」の対象となる災害に指定
 - り災証明書又は被災証明書をお持ちの被災者からの申請に基づき、各種免許証等の再交付申請手数料や県立学校の入学料等の免除及び還付を実施
- ※ 上記のほか、個別の条例に基づき、被災者への使用料及び手数料（県営住宅の家賃等）の免除及び還付を実施【財政課 092-643-3053】

1 6 国民健康保険・後期高齢者医療制度関連【医療保険課 092-643-3300】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

- 県から市町村等の保険者に対し、保険医療機関等に被保険者証等が提示できない場合でも氏名、住所（国保組合の場合は加えて組合名）、生年月日、連絡先を申し出ること受診が可能であることを通知し、県ホームページにも掲載。
- また、市町村等の判断により、被保険者の被災状況に応じて、一部負担金の減免や保険料（税）の減免、徴収猶予が可能であることを保険者を通じて周知し、県ホームページにも掲載。

1 7 介護保険制度関係【介護保険課 092-643-3321】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

- 県から市町村等の保険者に対し、介護サービス事業所に被保険者証及び負担割合証が提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日、負担割合を申し出ること、サービスが受けられることなど、柔軟な対応ができることを通知し、県ホームページにも掲載。
- また、市町村等の判断により、被保険者の被災状況に応じて、利用者負担金の減免や介護保険料の減免、徴収猶予が可能であることを周知し、県ホームページにも掲載。

1 8 養育医療関係【子育て支援課 092-643-3307】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

県から市町村等に対し、被災により養育医療券の提出ができない場合でも、医療機関窓口において、氏名、生年月日、住所、養育医療券の交付を受けていることを申し出ること、受診が可能であること、また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを通知し、県ホームページにも掲載。

19 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービス関係【子育て支援課 092-643-3307】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

県から市町村等に対し、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが受けられること等を通知し、県ホームページにも掲載。

Ⅱ インフラの復旧に関する取組

1 インフラの復旧に関する取組

【河川管理課 092-643-3668、河川整備課 092-643-3671、
道路維持課 092-643-3656、砂防課 092-643-3679】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	完了	支援中	完了

- 支援の内容
道路、河川、砂防施設の復旧・整備等を行う

- 実績（R 7 年 8 月 1 0 日時点）

➤ 平成 2 9 年～令和 5 年災害復旧の状況

（1）原形復旧

○ 進捗状況

※（ ）内の数字は R7 年 4 月 10 日時点からの増減を示す。

	区分	箇所数	着手済	着手率	完成	完成率	特記事項
R5	道路	79	(+2) 71	(+3) 90%	(+6) 48	(+8) 61%	248 箇所のうち 240 箇所で工事に 着手し、213 箇所で 工事が完了
	河川	* (-4) 156	156	(+2) 100%	(+16) 152	(+12) 97%	
	砂防	13	13	100%	(+3) 13	(+23) 100%	
	計	(-4) 248	(+2) 240	(+3) 97%	(+25) 213	(+11) 86%	
R3	道路	15	15	100%	15	100%	完了
	河川	63	63	100%	63	100%	
	計	78	78	100%	78	100%	
R2	道路	24	24	100%	24	100%	完了
	河川	169	169	100%	169	100%	
	砂防	3	3	100%	3	100%	
	計	196	196	100%	196	100%	
R1	道路	7	7	100%	7	100%	完了
	河川	116	116	100%	116	100%	
	砂防	1	1	100%	1	100%	
	計	124	124	100%	124	100%	
H30	道路	77	77	100%	77	100%	完了
	河川	228	228	100%	228	100%	
	砂防	3	3	100%	3	100%	
	計	308	308	100%	308	100%	
H29	道路	113	113	100%	113	100%	完了
	河川	98	98	100%	98	100%	
	砂防	14	14	100%	14	100%	
	計	225	225	100%	225	100%	

※（3）河川浸水対応で実施することによる箇所数の減。

○ 今後の対応

- ・着手済み箇所の早期完成を図る。
- ・未着手箇所についても、順次発注を行い、早期の復旧を目指す。

(2) 改良復旧

○ 進捗状況

※ () 内の数字は R7 年 4 月 10 日時点 からの増減を示す。

	区分	単位	全体	着手済	着手率	完成	完成率	備考
R5	河川	km	12.4	(+0.8) 5.7	(+5) 45%	(+2.3) 4.7	(+19) 38%	8 河川
	砂防	箇所	7	7	100%	(+3) 3	(+43) 43%	
R3	砂防	箇所	3	3	100%	1	33%	
R2	砂防	箇所	9	9	100%	8	89%	
H30	河川	km	0.6	0.6	100%	0.6	100%	1 河川
	砂防	箇所	10	10	100%	10	100%	
H29	道路	区間	3	3	100%	3	100%	2 路線
	河川	km	98.4	98.4	100%	98.4	100%	13 河川
	砂防	箇所	57	57	100%	57	100%	

※ 河川の延長は、護岸（両岸）、河床低下対策の整備延長とする。

R5	河川	・ 8 河川全てで工事を 施工中
	砂防	・ 7 箇所のうち、3 箇所(砂防 2 箇所、急傾斜 1 箇所)で工事が完了 ・ 残り 4 箇所(砂防 3 箇所、地すべり 1 箇所)は 施工中
R3	砂防	・ 3 箇所のうち、1 箇所(急傾斜 1 箇所)で工事が完了 ・ 残り 2 箇所(地すべり 2 箇所)は 施工中
R2	砂防	・ 9 箇所のうち、8 箇所(砂防 1 箇所、急傾斜 7 箇所)で工事が完了 ・ 残り 1 箇所(砂防 1 箇所)は 施工中

○ 今後の対応

R5	河川	・ 用地の早期取得に努める。
	砂防	・ 工事着手済箇所の早期完成を図る。
R3	砂防	・ 施工中の 2 箇所(朝倉市、八女市)の早期完成を図る。
R2	砂防	・ 施工中の 1 箇所(大牟田市)の早期完成を図る。

(3) 河川 浸水対応

○ 進捗状況

※ () 内の数字は R7 年 4 月 10 日時点 からの増減を示す。

	区分	河川数	着手済	着手率	完成	完成率	備 考
R5	※1 緊急	38	38	100%	38	100%	完了
	※2 改良	2	1	50%	0	0%	
	計	40	39	98%	38	95%	
R3	※1 緊急	19	19	100%	19	100%	完了
R2	※1 緊急	37	37	100%	37	100%	完了
R1	※1 緊急	18	18	100%	18	100%	完了
H30	※1 緊急	44	44	100%	44	100%	完了
	※2 改良	5	5	100%	2	40%	5 河川全てで工事に着手し、2 河川で工事が完了
	計	49	49	100%	46	94%	

※1 緊急とは、河道掘削や樹木伐採など短期間で治水安全度の向上を図るもの

※2 改良とは、浸水対策重点地域緊急事業にて、堤防嵩上げや排水機場、調節池等の浸水被害軽減の対策を行うもの

R5	改良	・ 巨瀬川は調節池の用地買収、 広川は河道掘削工事を施工中
H30	改良	・ 5 河川のうち 2 河川（下弓削川、山ノ井川）で工事が完了 ・ 残り 3 河川（金丸川・池町川、庄内川、庄司川）は施工中

○ 今後の対応

R5	改良	・ 測量設計及び用地取得が完了した箇所から順次工事に着手する。
H30	改良	・ 施工中の 3 河川（金丸川・池町川、庄内川、庄司川）の早期完成を図る。

Ⅲ 被災された商工業者、農林水産業者の事業継続支援

1 商工業者に対する支援

(1) 相談窓口の設置【中小企業振興課 092-643-3424】

R5	R3	R2	R1	H30	H29
完了	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

被災した中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、関係機関と連携し金融相談窓口を設置

県：商工部中小企業振興課、各中小企業振興事務所

関係機関：福岡県信用保証協会、福岡県中小企業振興センター、各商工会議所・商工会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会

■ 実績

	設置年月日
R5	令和5年7月10日
R3	令和3年8月13日
R2	令和2年7月7日
R1	令和1年8月28日

(2) 金融支援（県制度融資緊急経済対策資金の拡充）【中小企業振興課 092-643-3424】

① セーフティネット保証の適用

R5	R3	R2	R1	H30	H29
完了	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

災害救助法の適用地域が、「セーフティネット保証4号」の指定地域とされた。これを受け、間接被害も対象とし、信用保証協会が100%保証を行うセーフティネット保証4号の認定事業者に対し、緊急経済対策資金による低利融資を実施。

金利：1.3%

保証料率：0.8%

限度額：1億円

■ 実績（令和6年3月31日現在）

	適用地域	融資実績
R5	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市 那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町 ※10市町村とも指定期間終了	20件 2億2,768万円
R3	久留米市、八女市、みやま市 ※3市とも指定期間終了	1件 500万円
R2	大牟田市、久留米市、八女市、みやま市 ※4市とも指定期間終了	2件 1,100万円

② 緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」への指定

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

災害を県制度融資緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」に指定し、緊急経済対策資金による低利融資を実施

金 利：１．３％

保証料率：０．２５～１．６２％

限 度 額：１億円

■ 実績（令和６年３月３１日現在）

	指定期間	融資実績
R5	令和５年７月１４日～令和６年３月３１日	０件 ０円
R3	令和３年８月１９日～令和４年３月３１日	０件 ０円
R2	令和２年７月８日～令和３年９月３０日	５件 ５,８００万円

③ 緊急特別融資枠の創設

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

上記①②の支援に加え、より低利で保証料ゼロの緊急特別枠を創設

金 利：１．３％ → ０．９％

保証料率：０．２５％～１．６２％ → ０％

限 度 額：３，０００ 万円（既存の融資限度額 １億円とは別枠）

■ 実績（令和６年３月３１日現在）

	融資実績
R5	53 件 7 億 640 万円 ※受付期間：令和５年７月２８日～令和６年３月３１日
R3	4 件 6,980 万円 ※受付期間：令和３年９月２日～令和４年３月３１日
R2	23 件 3 億 2,200 万円
H30	85 件 11 億 8,566 万円
H29	71 件 10 億 4,565 万円

(3) 販売支援等

① 被災小規模事業者販路開拓応援補助金による支援【中小企業振興課 092-643-3425】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
				完了	完了

■ 支援の内容

国の「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」に採択された事業者に対し、自己負担の一部補助を実施

補助率：1／12（国の補助率2／3と合わせると補助率3／4）

補助上限：国 100万円、県 12万5,000円

■ 実績

	国事業の採択件数	内訳
H30	69件（全件採択）	【当初公募分】1次採択 19件、2次採択 33件 【追加公募分】1次採択 5件、2次採択 12件
H29	補助件数 141件	

② 復興支援プレミアム付き地域商品券の発行を支援【中小企業振興課 092-643-3420】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
					完了

■ 支援の内容

プレミアム率：20%

補助内容：販売総額の100分の10相当（プレミアム分）、事務経費

■ 実績

	発行者	発行額
H30	朝倉商工会議所	発行額 2億4千万円（販売額 2億円）完売
	朝倉市商工会	
	東峰村商工会	発行額 36百万円（販売額 30百万円）完売
H29	朝倉商工会議所	発行額 6億円（販売額 5億円）完売
	朝倉市商工会	
	東峰村商工会	発行額 60百万円（販売額 50百万円）完売

③ 県庁 1 階ロビー等における小石原焼の販売【観光政策課 092-643-3454】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了					完了

■ 実績

	名称	実施期間及び会場	売上金額
R5	第 47 回福岡県伝統的 工芸品展（被災地応援ブー スを会場内に設置）	令和 5 年 9 月 2 日～3 日 （ソラリアプラザ 1 階ゼファ）	113,200 円
	令和 5 年梅雨前線豪雨 被災地支援応援販売会	令和 5 年 9 月 11 日～12 日 （県庁 1 階ロビー）	756,370 円
	令和 5 年梅雨前線豪雨 復興支援販売会	令和 5 年 11 月 8 日～20 日 （アクロス福岡 匠ギャラリー）	769,160 円
H30	平成 29 年 7 月 九州北部豪雨復興祈念行事 における復興支援物販	平成 30 年 7 月 3 日～6 日 （県庁 1 階ロビー）	738,400 円
H29	小石原焼窯元 支援物産展	平成 29 年 7 月 20 日～21 日 （県庁 1 階ロビー）	3,936,000 円

④ 伝統的工芸品月間国民会議全国大会を活用した支援【観光政策課 092-643-3454】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
					完了

■ 支援の内容

小石原焼産地の復興ぶりを伝え、販売促進を図る。

■ 実績

名称	実施期間	来場者数
小石原焼窯元 支援物産展	平成 30 年 11 月 1 日～4 日	約 13 万人 （目標 10 万人）

(4) 風評被害対策【観光振興課 092-643-3429】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
				完了	完了

■ 支援の内容

風評被害対策のため、県内を含む旅行に対し、割引等を実施

■ 実績

H30	○13府県ふっこう周遊割の実施 内 容：国の予算を活用し、福岡県を含む2泊以上の周遊旅行（1府県同一施設でも可）を行った場合、本県での宿泊 にかかる宿泊料金の一部割引を実施 対象府県：岐阜、京都（京都市除く）、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡 実施期間：平成30年8月31日～平成31年1月31日 割 引 額：4,000円／1人泊 購入者数：35,022人泊
H29	○ふくおか応援割の実施 割引対象：被災地の宿泊・観光を組み込んだ商品 割引内容：宿泊付 3,000円／人、日帰り 2,000円／人 販売期間：平成29年8月13日～平成30年1月31日 購入者数：23,219人（目標23,000人）

(5) 災害復旧等に向けた補助の実施

① 福岡県なりわい再建支援補助金【中小企業振興課 092-643-3425】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
		完了			

■ 支援の内容

被災した工場・店舗の施設、生産機械などの設備の復旧・整備に要する経費を補助

補助対象者：令和2年7月豪雨で被災した中小企業、中堅企業・みなし中堅企業のうち一定の要件を満たす者

補助対象地域：県内全域

補助率：・中小企業者3／4（国1／2、県1／4）
・一定の要件を満たす中堅企業・みなし中堅企業1／2（国1／3、県1／6）

補助上限額：3億円

○「特定被災事業者」に対する特例

補助上限額3億円の内数において、下記のすべてに該当する事業者（特定被災事業者）に対して1億円を上限に定額補助（国2／3、県1／3）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ・ 過去数年以内に発生した災害（※）で被害を受けた事業者
- ・ 令和2年7月豪雨により施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

（※）過去5年以内に発生したものであって、災害救助法の適用を受けた災害（平成29年7月九州北部豪雨または平成30年7月豪雨（西日本豪雨））が対象となる。また、災害救助法の適用市町村のみでなく、県内全域が対象となる。

■ 実績

	交付件数	金額
R2	128 件	8 億 4, 454 万円

② 被災小規模事業者販路開拓応援補助金【中小企業振興課 092-643-3425】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了		完了			

■ 支援の内容（R5）

国の「持続化補助金（通常枠）」を活用して事業の再建に取り組む小規模事業者の自己負担分の一部を補助することにより、被災地の早期復興を図る。

補助対象者：令和5年梅雨前線豪雨で被災した小規模事業者のうち、国の「持続化補助金（通常枠）」（第12回以降で、令和5年度中に公募期間が終了する公募回）の採択を受けた者

補助率：3／4（国2／3、県1／12）

※ 持続化補助金（通常枠）への上乗せ補助の実施

補助上限額：国50万円、県6.25万円

■ 支援の内容（Ｒ２）

国の「持続化補助金令和２年７月豪雨型」を活用して事業の再建に取り組む小規模事業者の自己負担分の一部を補助することにより、被災地の早期復興を図る。

補 助 率：３／４（国２／３、県１／１２）

※ 県独自の上乗せ補助の実施

補助上限額：直接被害 国２００万円、県２５万円

間接被害 国１００万円、県１２．５万円

■ 実績

	交付件数	金額
R5	37 件	2,728,272 円
R2	106 件	17,594,133 円

③ 福岡県商店街災害復旧等事業費補助金【中小企業振興課 092-643-3420】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
		完了			

■ 支援の内容

被災した商店街等組織が行う、アーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用の一部を補助

補 助 率：１／２（国１／３、県１／６）

補助上限額：なし

■ 実績（令和３年１０月３１日現在）

	交付件数	金額
R2	1	367,765 円

④ 中小企業事業再建支援補助金【中小企業振興課 092-643-3425】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中					

■ 支援の内容

被災した工場・店舗の施設、生産機械などの設備の復旧・整備に要する経費を補助

補助対象者：令和５年梅雨前線豪雨で被災した中小企業、小規模事業者のうち一定の要件を満たす者

補助対象地域：県内全域

補 助 率：・中小企業者１／２

・小規模事業者２／３（国４／９、県２／９）

※ 国の自治体連携型補助金（災害枠）（補助率２／３）を活用（小規模事業者のみ）

補助上限額：１億円

■ 実績（令和７年７月３１日現在）

	交付件数	金額
R5	32 件	19,695 万円

※上記以外に事業未了 ３件、12,657 万円（交付決定額）

2 農林水産業者に対する支援

(1) 産地復興に向けた支援

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

被災した一次産業従事者に対し、設備・資材の取得等に要する経費等を支援

■ 実績（令和7年7月31日現在）

	内容
R5	※件数、金額は見込み値 ・次期作に向けた野菜・花きなどの種苗、土壌改良資材の購入等に対する支援 1,279 件 258 百万円 ・被災した農業用機械やハウス施設の再取得・修繕等に対する支援 1,764 件 787 百万円 ・流失した牧草・ワラ等に代わる粗飼料や肉用鶏のヒナの購入に対する支援 9 件 5 百万円 【園芸振興課 092-643-3487】 【林業振興課 092-643-3536】 【水田農業振興課 092-643-3474】 【畜産課 092-643-3497】 ・大雨の影響を受けた河川でのアユ資源の回復のため、ふ化直前のアユ卵を放流 令和5年10月31日完了 【水産振興課 092-643-3565】 ・自然災害などのリスクに強い経営を推進するため、農業者の収入減少を補填する収入保険の加入に対する支援 586 件 67 百万円 【団体指導課 092-643-3483】
H29	・被災した農業用機械やハウス施設の再取得・修繕等に対する支援 (+4) 1,621 件 (+1) 1,290 百万円 【水田農業振興課 092-643-3474】 ・果樹の改植に対する支援 40 件 14 百万円 【園芸振興課 092-643-3487】 ・被災農家の営農再開と産地復興に向け、新たな作物や栽培技術・省力機械等の導入に対する支援 (+2) 32 件 (+27) 421 百万円 【農林水産政策課 092-643-3468】 【園芸振興課 092-643-3488】 【水田農業振興課 092-643-3474】 【経営技術支援課 092-643-3494】

(2) 災害復旧事業等の取組状況【農村森林整備課 092-643-3510】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	完了	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

被災した農地・農業用施設、林道の復旧、治山施設の整備を行う

■ 実績（令和7年7月31日現在 単位：箇所）

① 農地・農業用施設災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R5	全県	(△13) 859	(+111) 600	(+14) 70%	(+56) 406	(+7) 47%
	朝倉市	(△13) 535	(+114) 281	(+23) 53%	(+45) 109	(+8) 20%
	久留米市	73	73	100%	73	100%
	その他市町村	251	(△3) 246	(△1) 98%	(+11) 224	(+4) 89%
R3	全県	220	218	99%	218	99%
	八女市	57	57	100%	57	100%
	朝倉市	20	18	90%	18	90%
	その他市町村	143	143	100%	143	100%
R2	全県	389	389	100%	389	100%
	大牟田市	67	67	100%	67	100%
	朝倉市	77	77	100%	77	100%
	その他市町村	245	245	100%	245	100%
R1	全県	90	90	100%	90	100%
	八女市	52	52	100%	52	100%
	朝倉市	5	5	100%	5	100%
	その他市町村	33	33	100%	33	100%
H30	全県	645	645	100%	645	100%
	朝倉市	65	65	100%	65	100%
	東峰村	31	31	100%	31	100%
	その他市町	549	549	100%	549	100%
H29	全県	(△1) 1, 128	1, 115	99%	(+51) 990	(+5) 88%
	朝倉市	(△1) 873	860	(+1) 99%	(+51) 735	(+6) 84%
	東峰村	167	167	100%	167	100%
	その他市町	88	88	100%	88	100%

② 林道災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R5	全県	123	(+3) 120	(+3) 98%	104	85%
	朝倉市	58	(+3) 55	(+5) 95%	44	76%
	添田町	10	10	100%	9	90%
	その他市町村	55	55	100%	51	93%
R3	全県	58	58	100%	58	100%
	八女市	6	6	100%	6	100%
	朝倉市	1	1	100%	1	100%
	その他市町村	51	51	100%	51	100%
R2	全県	53	53	100%	53	100%
	八女市	22	22	100%	22	100%
	その他市町村	31	31	100%	31	100%
R1	全県	19	19	100%	19	100%
	八女市	2	2	100%	2	100%
	その他市町村	17	17	100%	17	100%
H30	全県	162	162	100%	162	100%
	朝倉市	11	11	100%	11	100%
	その他市町村	151	151	100%	151	100%
H29	全県	143	143	100%	143	100%
	朝倉市	60	60	100%	60	100%
	東峰村	75	75	100%	75	100%
	その他市町村	8	8	100%	8	100%

③ 治山施設の整備

○ 災害関連緊急治山事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R5	全県	5	5	100%	3	60%
	那珂川市	1	1	100%	1	100%
	東峰村	2	2	100%	0	0%
	その他市	2	2	100%	2	100%
R3	全県	5	5	100%	5	100%
	朝倉市	1	1	100%	1	100%
	八女市	2	2	100%	2	100%
	みやま市	2	2	100%	2	100%
R2	全県	1	1	100%	1	100%
	八女市	1	1	100%	1	100%
H30	全県	13	13	100%	13	100%
	東峰村	1	1	100%	1	100%
	その他市町	12	12	100%	12	100%
H29	全県	43	43	100%	43	100%
	朝倉市	27	27	100%	27	100%
	東峰村	12	12	100%	12	100%
	嘉麻市・添田町	4	4	100%	4	100%

○ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R5	全県	2	2	100%	1	50%
	朝倉市	1	1	100%	0	0%
	添田町	1	1	100%	1	100%
R3	全県	1	1	100%	1	100%
	八女市	1	1	100%	1	100%

○ 県単独治山事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R5	全県	3	3	100%	2	67%
	久留米市	1	1	100%	1	100%
	うきは市	1	1	100%	0	0%
	東峰村	1	1	100%	1	100%
R3	全県	12	12	100%	12	100%
	朝倉市	4	4	100%	4	100%
	添田町	3	3	100%	3	100%
	その他市町	5	5	100%	5	100%
R2	全県	29	29	100%	29	100%
	朝倉市	15	15	100%	15	100%
	大牟田市	3	3	100%	3	100%
	その他市町村	11	11	100%	11	100%
R1	全県	13	13	100%	13	100%
	朝倉市	8	8	100%	8	100%
	その他の町	5	5	100%	5	100%

○ 治山激甚災害対策特別緊急事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	68	68	100%	68	100%
	朝倉市	36	36	100%	36	100%
	東峰村	13	13	100%	13	100%
	添田町	19	19	100%	19	100%

○ 直轄治山災害関連緊急事業（国事業）

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	21	21	100%	21	100%
	朝倉市	21	21	100%	21	100%

○ 民有林直轄治山事業（国事業）

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	155	131	85%	(+1) 121	(+1) 78%
	朝倉市	155	131	85%	(+1) 121	(+1) 78%

IV 被災自治体の行政運営支援

1 知事部局等県職員の派遣【人事課 092-643-3037】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中		支援中			支援中

■ 支援の内容

被災地に知事部局等県職員を派遣する。

■ 実施内容

災害復興に係る中長期の技術職員等の派遣

(令和7年8月20日現在)

	派遣先	主な用務	派遣人数	派遣期間
R5	朝倉市 (2人)	農道・農地・水路・水利施設の 災害復旧業務	1人(農業土木)	R8年3月31日 まで
		林業災害復旧業務	1人(林業)	
	東峰村 (3人)	道路・河川災害復旧業務	2人(土木)	
		農地・農業用施設災害復旧業務	1人(農業土木)	
R2	大牟田市	排水対策基本計画の推進等	1人(土木)	R8年3月31日 まで
H29	朝倉市 (4人)	農地・農業用施設災害復旧業務	1人(農業土木)	R8年3月31日 まで
		区画整理工法による改良復旧 業務等	3人(農業土木)	R8年3月31日 まで

2 市町村職員の派遣【行財政支援課 092-643-3072】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

被災地に県内市町村職員を派遣する。

■ 実施状況

災害復興に係る中長期の技術職員等の派遣

(令和7年8月20日現在)

	派遣先	主な用務	派遣人数	派遣期間
R5	朝倉市 (3人)	道路・河川・橋梁の災害復旧業 務(測量・設計・積算・監督員)	2人(土木)	R8年3月31日 まで
		工事監督員業務及び測量・設計・ 積算業務(林道災害)	1人(土木)	R8年3月31日 まで
	東峰村 (1人)	道路・河川の災害復旧業務(測 量・設計・積算・監督員)	1人(土木)	R8年3月31日 まで

※中長期の職員派遣について、県市長会・県町村会と協力・連携した派遣調整を実施。

3 他県自治体職員の派遣【行財政支援課 092-643-3072】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了		完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

県内に他県自治体職員を派遣する。

4 県内市町村の被災避難者支援【行財政支援課 092-643-3072】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

県ホームページで、被災避難者支援に係る市町村の総合的窓口を周知

5 災害廃棄物処理に係る支援【廃棄物対策課 092-643-3363】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了					

■ 支援の内容

・うきは市の意向を踏まえて県が広域調整を行った結果、災害廃棄物の一部を北九州市が受入

※ 福岡市は、独自にうきは市に対して職員派遣、災害廃棄物の一部を受入

V その他の支援

1 被災者支援情報の一元的な発信【県民情報広報課 092-643-3172】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

■ 支援の内容

福岡県ホームページに被災者支援に関する情報を掲載したページを開設

2 災害に便乗した悪質商法被害の防止【生活安全課 092-643-3193】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

■ 支援の内容

災害に便乗した悪質商法を防止するため、ホームページ等の広報媒体で注意喚起

3 災害ボランティア情報の発信【社会活動推進課 092-643-3938】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

(1) 県（コラボステーション福岡）ホームページを通じて、県内の災害ボランティア募集に関する情報を発信

(2) 県、県社協、NPO・ボランティア中間支援団体と協働し、現地ニーズの把握や支援策に関する情報共有を図るため、情報共有会議を開催。県（コラボステーション福岡）ホームページやメールマガジンを通じて、災害ボランティアに有用な情報を発信

4 災害ボランティア派遣【社会活動推進課 092-643-3938】

R 5	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了				完了	完了

■ 支援の内容

特に被害が大きく、多くのボランティアを必要としている市町村に、県と県災害ボランティア連絡会が協働し、ボランティアバス運行によりボランティアを派遣